

楽しみながら学ぶ.. 主役はあなた！

# 袖ヶ浦市郷土博物館友の会



- **太古の会**：市内で粘土採りから粉碎・練り、成形、焼きまで行っています。土器作りをとおして、古代人の暮らしを考えてみませんか。
- **凧の会**：楽しむことが一番.. 自分で凧を作って、風と遊ぼう。
- **仏像を学ぶ会**：市内外の寺院で仏像を拝観し、鑑賞方法などを学んでいます。また、京都や奈良など各地で国宝級の仏像にも出会える鑑賞旅行も実施しています。
- **古文書いろはの会**：江戸時代の古文書・崩し字を学んでおります。外国語と同じく自助努力・記憶力・頭の体操に最適です。【第2.4(金)午後1時~午後3時開催】
- **機織りの会**：棉から糸作りをしたり、身近な素材で織って楽しんだりしています。
- **盆栽愛好会**：日本の伝統文化の一つである盆栽の作品作りに取り組んでいます。また、年に数回展示会を開催しています。
- **植物画葉月の会**：万葉集に歌われた植物を中心に、植物画(ボタニカルアート)を描いています。

入会申し込みは裏面から  
(会則をよくお読みください)

# 袖ヶ浦市郷土博物館 友の会会則

## (名称)

第一条 本会は袖ヶ浦市郷土博物館友の会という。

## (事務所)

第二条 本会は事務所を袖ヶ浦市郷土博物館内におく。

## (目的)

第三条 本会は袖ヶ浦市郷土博物館(以下「館」という。)の展示品等を通して会員の知識を養い併せて館の社会的文化的活動を後援して地域社会の文化的向上に寄与することを目的とする。

## (事業)

第四条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一、館の展示品の見学会。
- 二、講演会、講習会、研究会。
- 三、館外見学旅行、野外調査。
- 四、機関紙等の編集発行。
- 五、その他目的達成に必要な事業。

## (会員)

第五条 本会は会の目的に賛同する個人をもって組織する。

- 2、会員には次の特典がある。
- 一、館の主催する事業への優待。
- 二、館報等の配布。
- 三、本会発行の資料等の実費購入。
- 3、会員は館の規則に従い、率先して館内の秩序維持ならびに本会の目的達成のため協力する。

## (会員証)

第六条 会員には会員証を交付する。

2、会員以外の者に会員証を貸与してはならない。

3、会員証は特別の事情がある場合を除き再発行しない。

4、会員は住所氏名等に変更があった場合はすみやかに会に届け出て会員証の訂正を受けなければならない。

## (役員)

第七条 本会には次の役員をおく。

会長一名、副会長二名、理事若干名、監事二名。

2、役員は総会において選出する。ただし副会長の中一名は館長がこれにあたる。

3、役員の任期は二年とする。ただし再任をさまたげない。

## (参与)

第八条 本会には参与をおくことができる。

2、参与は役員会に諮って会長が委嘱する。

## (役員等の任務)

第九条 本会の役員等の任務は次のとおりとする。

1、会長は本会を代表して会務を総括し総会を招集しその議長となる。

2、副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはこれを代理する。

3、理事は会務を分掌する。

4、監事は会の財産業務等を監査する。

5、参与は重要事項について会長の諮問に応じまた会議に出席して意見をのべることができる。

## (総会)

第十条 本会は年一回以上総会を開き本会の基本方針、予算決算、事業計画、その他重要方針を決議する。

第十一条 本会の会員は毎年四月に年額二、〇〇〇円の会費を納入しなければならない。

2、会員の退会は、会費二年分の滞納または本人の意思をもって退会とみなす。

(経費)

第十二条 本会の経費は会費、補助金、寄付金、事業収益金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第十三条 本会の会計年度は毎年四月一日にはじまり翌年三月三十一日におわる。

(職員)

第十四条 本会の事務局の職員は館の職員以外の者を会長が委嘱する。

(付則)

1、本会の会則は総会で出席会員の過半数の同意を得なければ変更することができない。

2、この会は昭和五十九年十二月一日から施行する。

3、会計年度については昭和五十九年度は例外として、十二月一日からはじまる。

4、本会の会則は、平成二十年四月二十六日から施行する。

## 袖ヶ浦市郷土博物館友の会入会申込書

年度

ふりがな		性別	
氏名			
住所		電話	
希望グループ名			

★こちらの申込書を下記の窓口までご提出ください★

受付窓口

袖ヶ浦市郷土博物館 袖ヶ浦市下新田 1133 TEL0438-63-0811

※年会費として2,000円をいただきます。